



発行 東京都

## 目 次

## 告 示

- 建築基準法による道路位置の指定（二件）………
- 建築基準法による道路位置の指定（二件）………
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定………（環境局環境改善部化学物質対策課）……
- 都道の区域変更………（建設局道路管理部路政課）……

## 告 示

## ●東京都告示第六十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」）

第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和八年一月二十七日

東京都多摩建築指導事務所長

茂木 竜一

## ●東京都告示第六十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」）

第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和八年一月二十七日

東京都多摩建築指導事務所長

茂木 竜一

指定に係る道路の種類 指定年月日 指定に係る道路の延長及び幅員（単位メートル）

法第四十二条 第二項第五号の規定による道路 第一項第五号の規定による道路

令和七年十一月二十三日	稲城市大字矢野口字松葉二千八十五番三の一部、同番三地先、二千八十六番二、同番三及び二千九十九番一の	二五・三四
四〇一	幅員	四・〇一

## ●東京都告示第六十四号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第

一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚

染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）を指定す

るので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年一月二十七日

東京都知事 小池 百合子

一 要措置区域 別図のとおり（台東区台東二丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十

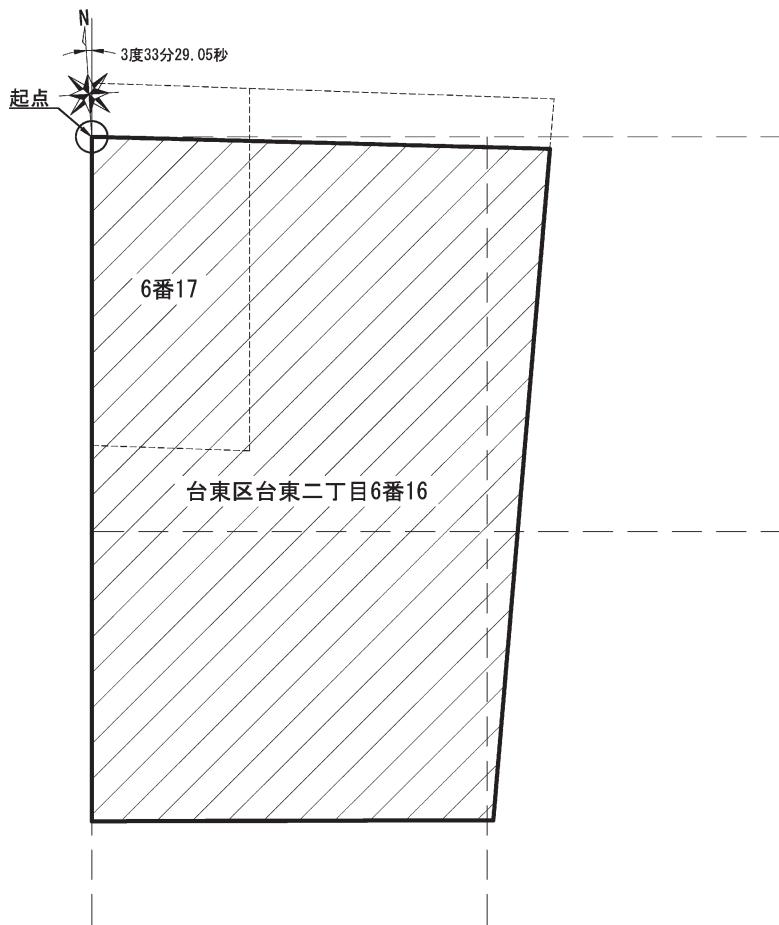
九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 クロロエチレン及びトリクロロエチレン

三 当該要措置区域において講すべき指示措置 原位置封じ込め又は遮水工封じ込め

法第四十二条 第二項第五号の規定による道路	令和七年十一月二十三日	小金井市貫井南町一丁目二百八十七番一及び同番八の各一部	延長三〇・〇〇幅員四・五〇
第一項第五号の規定による道路	日	小金井市貫井南町一丁目二百八十七番一及び同番八の各一部	延長三〇・〇〇幅員四・五〇

法第四十二条 第二項第五号の規定による道路	令和七年十一月二十三日	小金井市貫井南町一丁目二百八十七番一及び同番八の各一部	延長三〇・〇〇幅員四・五〇
第一項第五号の規定による道路	日	小金井市貫井南町一丁目二百八十七番一及び同番八の各一部	延長三〇・〇〇幅員四・五〇

## 別図



**【起点】**  
起点は、座標値 ( $X=-33217.993$ ,  $Y=-4660.728$ ) とする。

※起点の座標値は、世界測地系座標計算によって作成した。

**【格子の回転角度(3度33分29.05秒)】**  
格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

**【凡例】**

- 調査対象地
- - - 筆境界
- - - 単位区画
- ▨ 要措置区域

● 東京都告示第六十五号

道路法(昭和二十七年法律第二百八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係面は、令和八年一月二十七日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和八年一月二十七日

東京都知事 小池百合子

一路線名 町田調布

二 変更の区間 多摩市連光寺六丁目十二番五地内から稻城市長峰三丁目百十一番二地内まで

三 変更の概要 別図表示のとおり

別  
図

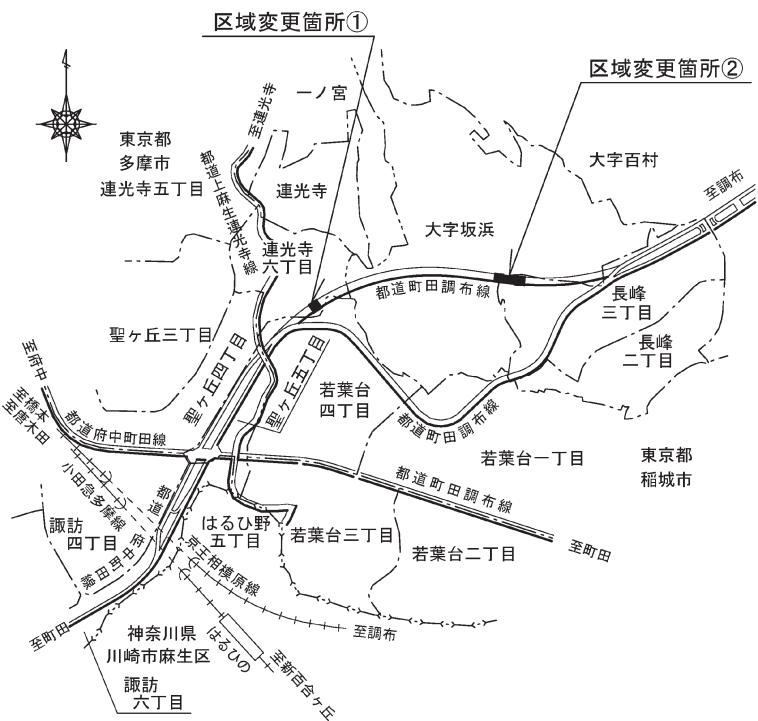
## 都道町田調布線区域変更略図 多摩市蓮光寺六丁目(稻城)

多歎<sup>ト</sup>遠方<sup>ミ</sup>空<sup>ク</sup>目<sup>ム</sup>和<sup>ハ</sup>城<sup>シ</sup>長<sup>ナ</sup>崎<sup>シ</sup>三<sup>ミ</sup>里<sup>リ</sup>

編入区域 都道

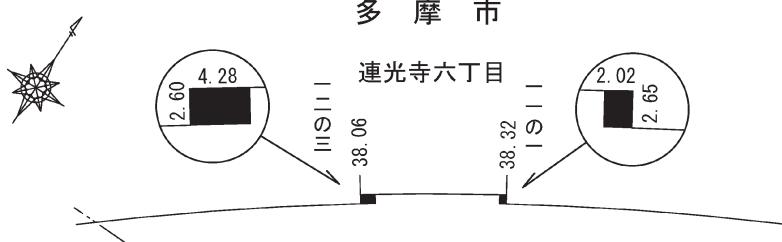
面積 延長 四八・四二メートル  
二五〇・四五平方メートル

延長 三四・八〇メートル  
面積 一七九・四九平方メートル



多摩市

1

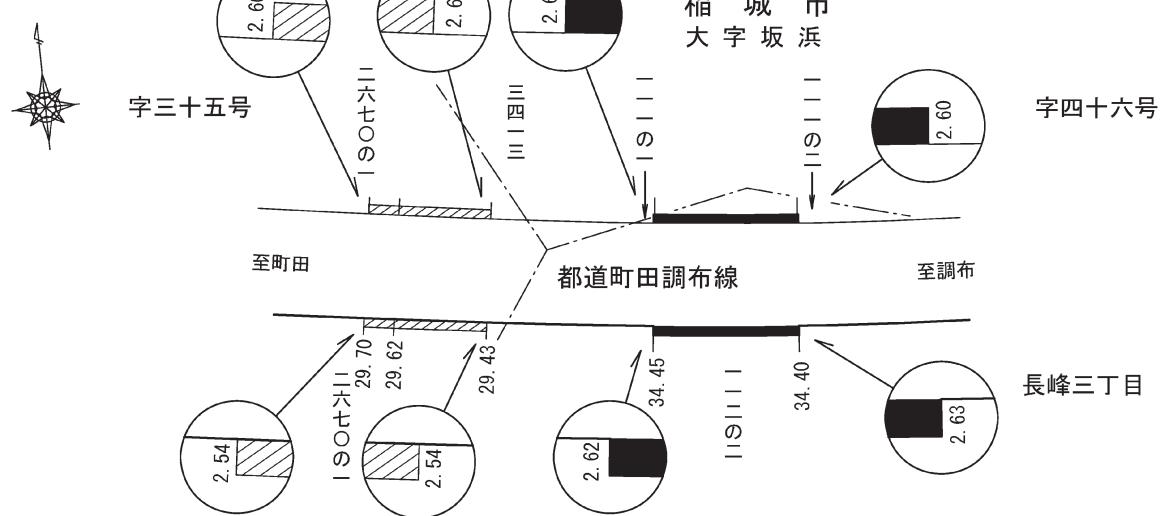


都道町田調布線

至調布

稻城市  
若葉台四丁目

2



発行

電話 東京都

○三(五三二二)一一一二一(代)  
新宿区西新宿二丁目八番一号都

郵便番号 163-8001

定価一本号  
(郵送料を含む。) 一箇月 六、六〇〇円 三〇円印刷所勝美印刷株式会社 東京都文京区白山二丁目十三番七号社  
電話 ○三(三八一二)五一〇一(代)

郵便番号 113-0001



リサイクル適性Ⓐ

このマークは、再生紙のマーク。  
リサイクルマーク。